

第25回 厚生科学審議会がん登録部会

資料 1

令和 5 年12月11日

全国がん登録情報の利用と提供の審査体制の見直しについて

厚生労働省健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

全国がん登録情報*の利用と提供の審査体制の見直しについて

*がん登録推進法第2条第7項に定義される、全国がん登録データベースに記録された登録情報のうち匿名化が行われていないものをいう。

中間取りまとめの記載（関係部分）

全国がん登録情報等の利用及び提供の申出から提供までの手続の簡略化

（課題）

- 現在、全国がん登録情報及びその匿名化を行った情報（以下「全国がん登録情報等」という。）の利用と提供に当たっては、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第17条第2項等に基づき、審議会等の意見を聴かなければならないとされており、全国がん登録情報の利用と提供は厚生科学審議会、匿名化が行われた全国がん登録情報の利用と提供は国立がん研究センターに設置された合議制の機関で審議されている。（略）
- 全国がん登録情報の利用と提供の審議については、厚生科学審議会から付議を受け、がん登録部会に設置された全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会で1度目の審議を行い、さらにがん登録部会で2度目の審議を行う「2段階の審議」を行っている。申出の締切から審査結果の通知まで約3カ月半の期間を要しており、これについて短縮を求める声がある。

（対応方針）

- 全国がん登録情報の提供の申出から審査結果通知までの期間を短縮し、情報の利活用を推進するため、その審査体制について見直しを検討するべきである。



対応（案）

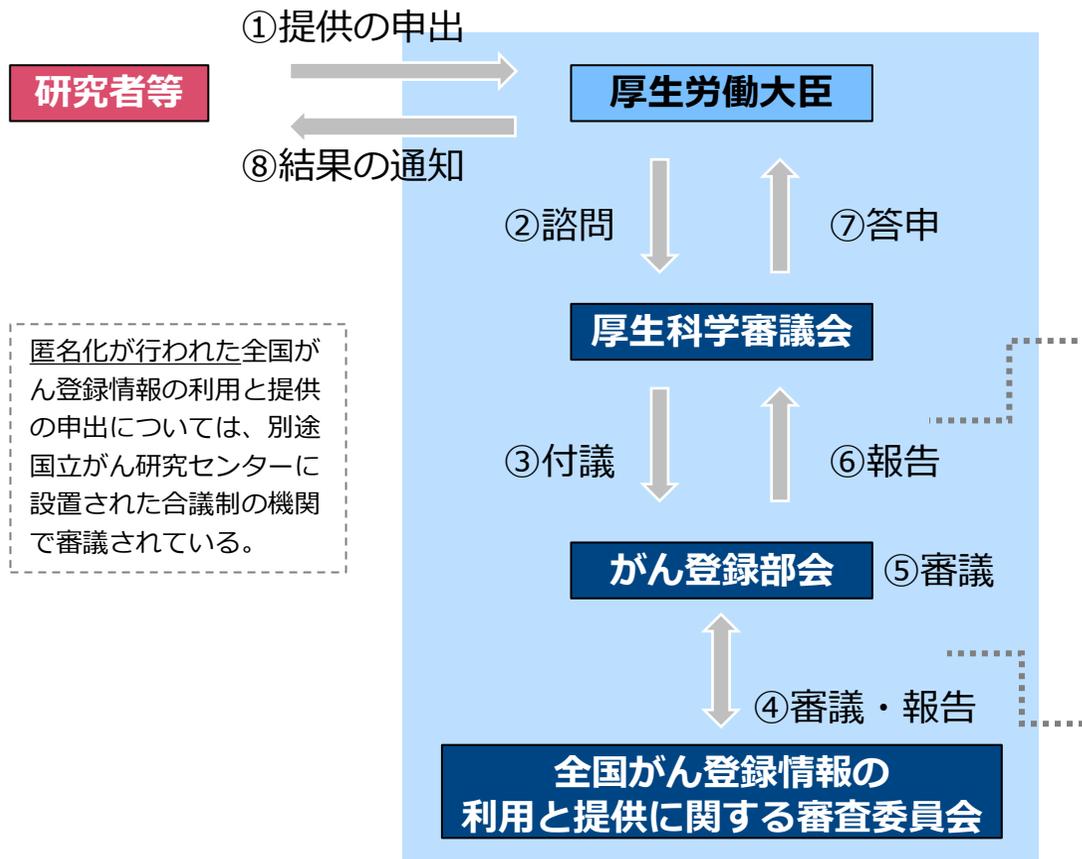
審査の迅速化による、がんに係る調査研究への活用、成果の国民への還元の一層の推進を図るため、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会を廃止し、がん登録部会のみで審議を行うことを検討してはどうか。

現状：全国がん登録情報の利用と提供の審査の流れ

全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会とがん登録部会で同一の申出を2段階で審議しており、申出の締切から結果通知まで約3か月半かかっている。

全国がん登録情報の利用と提供の審査の流れ

(法第17条、法第21条第1項～第3項の規定に基づく提供)



権限に関する規定

- 厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）
第六条（略）
6 **審議会**（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）
第四条 **分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。**
- 厚生科学審議会がん登録部会全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会運営細則（令和元年8月1日全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員長決定）
第二条 **委員会は、次の各号*に掲げる審議を行うとともに、厚生労働大臣に対して必要な意見を述べるものとする。**

※一 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報を自ら利用しようとするときの同条第二項の規定に基づく審議
二 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が同条同項第一号から第三号までに掲げる者に全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第二項の規定に基づく審議
三 法第二十一条第一項から第三項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第七項の規定に基づく審議
四 その他委員会で審議すべき事項